事　務　事　業　一　元　化　調　書

関市・武儀郡町村合併協議会

協議項目	２６－27．生涯学習関係事業	協議細目	
調整方針	（案） １　社会教育委員については、公民館運営審議会委員を兼務し、関市７名、武儀町及び武芸川町各２名、洞戸村、板取村及び上之保村各１名とする。なお報酬等については、関市の例によるものとする。 ２　公民館事業については、各町村の施設を地区公民館と位置づけ、地域の特色ある活動を生かし生涯学習の推進に努めるものとする。 ３　図書館については、現行のまま新市に引き継ぐものとし、町村の図書館、図書室を分館または分室とする方向で調整するものとする。 ４　成人式については、関市の例（式典のみの開催）を基本に調整するものとするが、旧町村単位で開催し地域の実情に応じて調整するものとする。 ５　社会教育団体については、関市に準ずるものとし、組織の運営等に関しては合併時までに調整するものとする。 ６　体育指導委員については、地域スポーツの振興を図るため、各地域に体育指導委員を置くものとする。ただし、委員数については、必要最小限の委員で調整するものとする。なお、身分等については関市に準ずるものとする。 ７　体育協会についは、現在の加盟団体は現行のとおり新市に引き継ぐものとし、組織の統合、運営等に関しては現関係役員が協議して定めるものとする。 ８　各種スポーツ・レクリエーション大会については、地域の特性を踏まえて合併時までに調整するものとする。		
項目	参考資料		
	資料は、第１０回合併協議会（１６年４月２７日）に提出済み。　（Ｐ１０３～Ｐ１１１）		